

石原知事と側近による交際費での飲食・接待の実態について

2007年2月9日

日本共産党東京都議会議員団

東京地方裁判所は1月30日、石原知事交際費支出11件中2件について「単なる接待と疑われてもやむを得ない」などとして「違法」との判決を下しました。このこと自体きわめて重大ですが、問題はそれにとどまりません。残りの9件のうち、2件の交際費支出についても、「適法」とは断定できませんでした。また、訴えがあった78件中67件については、請求期限が切れていることを理由に判断が下されませんでした。このなかには、目的や費用が高額なことなど違法性の強い「飲み食い」がかなりあります。

日本共産党都議団は、いま都民のなかに「税金の使い方」「政治とカネ」についての怒りが広がっているだけに、知事交際費の使い方について「違法」であるかだけでなく、いったい地方自治体のお金の使い方として都民の納得が得られるかどうかが問われていると考えます。知事交際費の全貌を明らかにし、都民にその是非を問うことが、都政と都議会に課せられています。

この立場から、2000年度から2006年度(12月15日)までの約7年間の石原都政における「知事交際費の支出」のうち、とくに「飲み食い」の実態を分析しました。

その実態と特徴は以下の通りです。日本共産党都議団はこの問題を、石原知事らの超豪華海外出張やワンダーサイト事業における知事四男の関与など一連の問題と合わせて、知事とその家族、側近による都政私物化と税金のむだづかいの問題として、徹底的に追及していくものです。

1、知事及び側近による公費での「飲み食い」－7年間で155回、1615万円

相手も目的もほとんど「闇の中」。明白な交際費支出基準違反もある

知事交際費の支出は、石原知事と側近である浜渦副知事(当時)、高井特別秘書による飲食・接待がほとんどを占めています。都民の税金を使った「飲み食い」に対する批判が強まるなかで、官官接待の見直しがおこなわれ、他の都の幹部職員が飲食する場合は私費負担となっているのに、知事と側近だけが税金による「飲み食い」を重ねている姿がうきぶりになっています。

その内訳は以下の通りです。

石原知事	115回	1,432万円
浜渦副知事	16回	99万円
高井特別秘書	21回	76万円
その他兵藤特別秘書ら	3回	

開示された文書で見ると、1回の接待で明らかにされる相手の名前は1人だけで、あとは闇の中です。目的も、多くは「都政懇談」とされるだけでこれも闇の中です。接遇の相手を隠すために、棚橋参与、今村参与らを接遇の相手として記載していることが多いのも特徴です。これが事実なら明らかに公務員や身内の接待を禁じた交際費支出基準に反しますが、都側は「誤記」と言い逃れています。

知事と側近が、目的も相手も明らかにしない「飲み食い」に、税金を使いたい放題使うことは、絶対に許されません。

(1) 都政をゆがめる「密室の飲み食い政治」の疑惑

今回の裁判の中で石原都政は、一部の「飲み食い」については、その目的と相手がある程度明らかにせざるをえませんでした。そこから想定できることは、知事がトップダウンで持ちこんだ羽田空港の再拡張、秋葉原再開発、新銀行東京、米軍横田基地の軍民共用化、ワンダーサイト、ジェット旅客機開発などの政策、事業をどうするかが、この「飲み食い」のなかで話し合われてきたということです。

これらの知事のトップダウン事業は、いずれも都が出さなくてもよいお金をわざわざ出したり、莫大な債務をかかえたり、都民の強い批判や反対の声があるものです。こうした都政の重大問題が、都の関係部局はそっちのけで、誰とも明らかにされない相手との密室の「飲み食い」の中ですすめられているのです。私たちは、こうした「密室の飲み食い政治」によって都政がゆがめられているという、重大な疑惑を指摘しないわけにはいきません。

2003年5月29日におこなわれた「飲食接待」で、羽田空港再拡張にからんだ話し合いがあったことが、裁判の中で明らかになりました。しかし都側は、このときの相手について「航空関係者の中でも相当の地位にある者」というだけで、氏名も地位も話し合いの内容も一切明らかにしませんでした。また、この会合には担当部局の職員が誰一人参加していませんでした。このため判決では、「本省会合の目的は、意見交換よりもむしろ老舗料亭を利用した単なる接待と疑われてもやむを得ない側面を持つ」として、「違法」の判決を下しました。

重大なのは、この当時、羽田空港再拡張問題は、東京都など地方自治体がほんらい必要もない費用負担をおこなうかどうかの問題となっていたことです。石原知事は前年12月には、自治体負担に反対の意見書を出していましたが、ところがその後態度を変え、結局、1000億円の費用負担を受けることを決めているのです。もしこのような重大問題を、担当部局の職員も含めず、相手も明らかにしない、密室の「飲み食い」の場で話し合っていたとしたら言語道断です。

秋葉原再開発をどうするか、どこが受注するかが問題となっていた 2001 年 2 月から 2002 年にかけて、秋葉原再開発の「機能導入懇談会」の座長をつとめていた唐津一氏との「飲食接待」が 4 回もおこなわれています。その後唐津氏は都の参与になりました。

唐津氏は、秋葉原再開発を請け負う企業を決めるコンペの審査委員長でもあり、同氏は『サンデー毎日』（04 年 2 月 1 日号）で、鹿島の名誉会長とは友人で、鹿島には事前の研究を指示していたと語っています。結局、秋葉原再開発は鹿島グループが受注しました。知事と側近が、唐津氏との税金を使った密室の「飲み食い」で、いったい何を話し合ったのか、ここには重大な疑惑があります。

都側は裁判のなかで、知事交際費を使った「飲み食い」が、石原知事と同氏のアドバイザーボード（顧問団）との意見交換の場になっていたことを明らかにしています。アドバイザーボードはトヨタ I T センター最高顧問である江川晃正氏ら 8 名とされていますが、棚橋泰参与、佐々淳行氏もメンバーだといわれています。この 3 人がからんだ「飲み食い」は、この間 14 回もあり、金額は合わせて 464 万円におよんでいます。石原知事が、どこの誰かも明らかにできない相手との税金を使った「飲み食い」を繰り返し、都の担当部局や都民そっちのけで都政の重要問題を話し合っていたとしたら、まさに密室の「宴会政治」にほかなりません。

（2）交際費支出基準に違反する政治家などとの「飲み食い」

東京都は 1996 年 2 月、当時の青島知事がいわゆる「官官接待」を原則として全廃する方針を打ち出し、同年 4 月総務局長が「経費を伴う会議の開催基準」で、飲食を伴う随時の協議・打ち合わせは原則として全廃することを通知しました。さらに都は、1998 年 7 月の「交際費を考える会」の報告に基づき、1999 年から「交際費の支出基準」を改正し、今日に至っています。改正された「支出基準」によれば、公務員に対しては、お祝い、見舞い、弔慰などで知事が特に必要と認めるものに限り支出が認められるだけで、接遇・懇談での支出は認めていません。

ところが、公務員扱いとなり支出が認められない東京都参与、東京都教育委員、国会議員などに対する交際費による接遇・懇談がくり返され、都が接遇する側の人間だったと主張している参与をのぞいても、20 回、約 153 万円が支出されています。

とりわけ重大なのは、国会議員との接遇・懇談のなかで、2001 年 3 月 13 日に、知事交際費から約 19 万円を支出して、石原知事が渡辺喜美行政改革担当相や知事の長男の石原伸晃自民党幹事長代理、塩崎恭久官房長官、根本匠首相補佐官（肩書きはいずれも現職）ら 4 人と飲食していたことです。参加した根本氏は、石原知事がこの会合で、渡辺氏ら 4 人に対し、自民党内の若手政策グループ「四騎の会」の結成を提案したことを明らかにしています。渡辺氏側は「都知事招待の会合で税金が使われたとは思わなかった」

としており、自民党内の私的な政治グループ結成という都政と関わりのない接遇・懇談に税金が使われたことは、断じて許されるものではありません。石原知事は、ただちにこのときの費用を都に返還すべきです。

このほか、石原知事らがガラパゴスに超豪華海外出張をおこなった直後のエクアドル大使との25万7000円を使った「飲み食い」や、その後のエクアドル大統領との64万5000円も使った「飲み食い」などはいったいどのような目的だったのか、都政の運営と関係があるのかどうかなど、都民がつよい疑問をいただくものが多数あります。

石原知事は、交際費を使った「飲み食い」の全貌を明らかにすべきです

石原知事は、退職金をふくめれば知事としての報酬だけで年平均4000万円近い収入を得ています。政治家としての資金も集めているでしょう。このような「飲み食い」は、私費でまかなうべきであり、都民の納得の得られない「飲み食い」については、都に返還すべきです。

2、「都民感覚」から大きくずれた、高級料亭などでの高額接待

「交際費の支出基準」では、接遇・懇談について、民間有識者や各種団体との意見交換や情報収集を目的として、知事等が特に必要と認めた場合に限り行うものとし、目的、内容、相手方等を十分勘案し、適切な場所で、必要最小限の参加者となるよう配慮し、支出額についても、社会通念上妥当と認められる範囲内でなければならないとされています。

石原都政のもとで、都庁外での接遇・懇談は、100回行われ、1558万円が支出されています。しかし、開示された公文書の「接遇等開催伺」では、開催の趣旨はすべて「都政懇談」としか記されておらず、その目的さえ明らかにされていません。しかも、開催場所は、高級料亭の瓢亭、高級レストランのレストランテ・ヒロ（イタリア料理）、ひらまつ（フランス料理）、アピシウス（フランス料理）などがひんぱんに使われています。金額も、1回の接遇で60万円台（1回）、50万円台（2回）、40万円台（3回）、30万円台（12回）、20万円台（15回）という高額な支払いがおこなわれています。アルコールは、開示文書で判明したものだけでも、1本2万円台、最高3万9000円という高級ワインや、1本3万円の純米大吟醸酒、1本2万8000円の焼酎などが飲まれています。

都民の税金によってこのような高級料亭などでの高額接待をくり返すなどということは、とうてい都民の理解を得られるものではありません。

3、他の道府県と比べても異常な実態

日本共産党都議団は、政令市のある主な道府県の知事交際費の実態について調査しました。他県の例を紹介すると

「交際費には知事の飲食代は含まれず、自分で出している」(埼玉県)

「交際費のなかで飲食の支出は認めておらず、飲食による接待の実績はない」(千葉県)

「公費での接待はないし、公的な接待もない。あったとしても私費によるプライベートなもの。識者の意見の聴取は、そうした会議を設けて外部からの意見を聞けばよい」(愛知県)

「外国からの来賓の歓迎レセプションを除けば、飲食を伴う接待はない」(大阪府)

「規定では1人当たりの最高単価は1万2千円で、規定を超えて飲む場合、自己負担となっている」(兵庫県)

他の道府県と比べて、石原知事の突出した異常ぶりは明らかではないでしょうか。

情報公開という点でも、30を超える道府県はすでにホームページで知事交際費の状況を公開しています。石原知事は、就任直後に知事交際費の公開を言明していたにもかかわらず、その実行を今日まで怠ってきました。マスコミにこの点を追及されるとその責任を部下におしつけたばかりか、「適正な手続きに基づき、知事交際費を支出してきた」などと居直ってきました。2月2日の記者会見でようやくホームページでの公開をすることや、接遇相手を公表できない場合は公費を使わないことなどを表明しました。このこと自体は不十分とはいえ、一歩前進です。しかし、それでこれまでの乱脈な税金を使った「飲み食い」で都政をゆがめてきた責任をまぬがれることはできません。

石原知事は「必要かつ適切な人物と会い、専門的な知見を得たり情報を収集することは当然」ともいっています。しかしこれも、仮にその目的、内容を認めたとしても、なにも税金を使って高級料亭で高額な飲食を伴う会合を開かなくても、他県もやっているように都庁の会議室などでも可能なはずです。どうしても都庁外での飲食をともなう会合が必要な場合には、石原知事は全国の知事のなかで最も高額な報酬を受け取っているのですから、少なくとも上限額を決め、それを超えるものは私費負担でやればよいではありませんか。

今日の時代に司法から「違法な接待」と判決を受けること自体、時代遅れの恥ずべきことであり、石原知事は他の道府県に学んで、公費での飲み食い・接待を一掃すべきです。

以上